

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

②事業者情報

名称：公益財団法人鉄道弘済会 西条保育所	種別：保育所
代表者氏名：田中 淑恵	定員（利用人数）：70名（84名）
所在地：西条市本町1丁目133-2 TEL 0897-55-3106	

③実地調査日

平成27年1月27日（火）～ 28日（水）

④総評

◇特に評価の高い点

公益財団法人鉄道弘済会（以下、法人という）が運営する西条保育所いずみ園は、水資源の豊富な西条市ならではの「打ち抜き水」により園庭に小川を作り、その周囲に草花や実のなる木を植えるなど、自然に親しみながら子どもの遊びに広がりができる工夫がされている。

子どもの自発性を重んじるモンテッソーリ教育を取り入れ、異年齢の縦割り保育のよさと同年齢の横割り保育のよさをうまく組み合わせて保育が実践されている。また、モンテッソーリ教育やカウンセラー等の専門資格を取る保育士も多く、人材育成にも力を入れている。

平成22年に福祉サービス第三者評価を受審し、評価結果に基づき事故や感染症、災害等へ対応したマニュアルの改善に努めるなど、積極的な姿勢は高く評価できる。

◇改善を求められる点

個々の職員に対しての具体的な研修計画を作成するなど、さらにきめ細やかな人材育成が行えるよう取組みに期待したい。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価受審を終え、一大事業をやり終えた充実感を感じながらも、正直悔いが残るか所もありました。ただ、完璧な保育があるはずもないし、完璧と思ってしまったらもう成長は止まります。評価を受審することで不完全に気づき、自覚し、反省し、努力し続けることが保育の質の向上に繋がり「子どもの最善の利益」に繋がると考えます。

評価項目一つひとつは当たり前の事ですし、保育士であれば知っていて当たり前の事です。知っている事とできている事は違います。今回、できているつもりになっていた事の一つひとつを見直すことができました。さらに、次回の評価に向けて気持ちを一新しスタートを切りたいと思います。温かくご指導頂きました評価者の先生方には心より感謝いたしております。ありがとうございました。

⑥各評価項目にかかる第三者評価結果 (別紙)

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	
Ⅰ-1-(1)-① 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。	
Ⅰ-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

本園の理念や基本方針は法人の理念、方針をもとに作成され明文化されている。年度の始めの職員会議では、所長から職員に説明を行っている。また、園内にも掲示されており、しおりやホームページにも記載している。
入園式で、保護者にも説明を行い、アンケートをとって周知状況の把握を行っている。

Ⅰ-2 計画の策定

	第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
Ⅰ-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
Ⅰ-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

法人の中・長期計画を踏まえ3年間の中・長期計画が策定されている。
単年度事業計画は、年度末に所長、主任、保育士、調理員のリーダーで策定している。見直しについては、秋の運動会終了後に行っている。
事業計画は、職員に対しては年度始めの職員会議で所長から説明がされ、保護者には入園式の日資料を渡し説明している。

Ⅰ-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
Ⅰ-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

Ⅰ-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅰ-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
Ⅰ-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c

所見欄

「所長の役割と責任」という文書があり、職員には5月の勉強会で表明している。また、所長は職員に対し、助言やアドバイスを行い、年に2回職員の個人面談を行っている。

さらに、職員の意見を聞きながら経営や業務の見直しを行い、必要に応じて改善をしたり、遵守すべき法令等を正しく理解するためリスト化するなど、リーダーシップを発揮している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	㉠・b・c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	㉠・b・c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	㉠・b・c

所見欄

本園を取り巻く様々な状況や環境を把握し、法人本部と連携を密にして保育所の経営の課題を見つけ取り組んでいる。会計士による監査も行われ、経営状況の分析もされている。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	㉠・b・c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	㉠・b・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	㉠・b・c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	㉠・b・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	㉠・b・c
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・㉡・c
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c

所見欄

人事考課については、記入要領等が文書化されており、定められた基準や様式を用いて行われている。また、結果を職員にフィードバックしている。

自己申告書を作成し年に2回の所長との面談が行われており、所長をはじめ職員それぞれが気持ちよく働ける職場づくりに努めている。また、計画的な有給休暇取得を奨励しており、有給休暇の消化率はとてもよい。福利厚生についても積極的に行われている。

法人との話し合いを行い組織としての教育・研修計画を立案している。計画的に保育士がモンテッソーリ教育に関する資格等を取得できるよう支援している。

今後は、個別の職員に対しての具体的な研修計画を作成するなど、さらにきめ細やかな人材育成が行えるよう取組みに期待したい。

実習生の受け入れについては、マニュアルに基づき適切に行われ、覚書も取り交わされている。

Ⅱ-3 安全管理

	第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。	
Ⅱ-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	㉠・b・c
Ⅱ-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	㉠・b・c
Ⅱ-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	㉠・b・c

所見欄

緊急時のあらゆる場面に対応できるマニュアルを整備している。ヒヤリハットやチェックリストを活用して安全な環境作りに努めている。

災害時、特に南海トラフ地震に備えていろいろなことを想定し、様々なリスクへの対策を考えている。備蓄品も準備し園舎は震度7にも耐えるよう建てられている。

Ⅱ-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	㉠・b・c
Ⅱ-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	㉠・b・c
Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	㉠・b・c
Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	㉠・b・c
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	㉠・b・c

所見欄

近所の夏祭りに招待されたり、秋の野点に近所の方をご招待したり、デイサービスの訪問、近所やボランティアの方と農業体験をする等、地域とのかかわりを数多く設けている。

また、地域子育て支援センターを有しており、園庭開放や専門家による相談事業を行っており、ボランティアの受け入れ体制も整っている。

かかわりのある機関との連携先をリスト化し職員にも説明している。小学校と定期的に連絡会や交流会を行っている。

保護者や地域子育て支援センターの関係会議等で利用者の具体的なニーズを把握し、年末 30 日まで必要な家庭へ保育を実施し、さらに 27 年度からは、一時保育を行う予定になっている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。		㉠・b・c
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。		㉠・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。		㉠・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。		㉠・b・c
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。		㉠・b・c
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。		㉠・b・c

所見欄

人権に関するマニュアルがあり、年度当初の職員会で子どもに対するジェンダーフリーについても合わせて確認し、職員の意識を高めている。

個人情報についてのマニュアルが整備されている。また、高年齢のクラスには着替えの部屋があり、人前で着替える恥ずかしい気持ちに対応できるようになっている。

送迎時の保護者との会話や連絡ノート、保護者役員会、保護者アンケートなどから保護者の意見を把握している。また、個別懇談の申し込みができる用紙も入園式の時に配布されており、玄関横の相談室で落ち着いて話しができるようになっている。

苦情解決マニュアルも整備されており、苦情解決の流れがしおりに記載され入園式の時に保護者に説明されている。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。		㉠・b・c
Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。		㉠・b・c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	㉠・b・c

所見欄

職員からの自己申告を年に2回行い、それを集計して評価を行っている。そこであがった問題は所長から公表され、所長・主任・各リーダーで話し合い職員や法人に報告している。

サービス実施の記録は記入方法を書面で示し、内容については適時、適切な指導が行われている。また、各書類については各クラスの鍵のかかる所に保管し、保存、廃棄、開示の規定が作成されている。

各マニュアルは年度末に見直しを行っている。標準的な実施方法は代表的な場面については文書化されているが、一日の流れを考えての記載がされるよう、今後の取組みに期待したい。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	㉠・b・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	㉠・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c

所見欄

利用希望者に対してパンフレットやホームページでサービス選択に必要な情報を提供し、見学も随時受け付けている。入園時には「しおり」を使って各事業の説明を行っている。

転園の時は保護者に了解を得て、引き継ぎ書を転園先に渡している。卒園、退園、転園後も専門家における相談事業等は引き続き利用できることを伝えている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	㉠・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	㉠・b・c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c

(保育所版)

所見欄

入園時にはアセスメントシートを記入してもらい、丁寧に面接を行っている。また、家庭訪問を行い、保護者の意向を聞くようにしている。

保育課程に基づき、指導計画が策定され、月に1回所長、主任、クラスリーダーで見直しを行っている。年度末には、反省・見直しを行い次年度の計画を立てている。

A-1 保育所保育の基本

1-(1) 養育と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発育過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実情に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-③ 1、2歳児の保育において養育と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養育と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮している。	Ⓐ・b・c

所見欄

保育課程は、本園の保育方針や目標に基づき発育過程を踏まえたうえで、子どもの心身の発達や家庭状況、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して、全職員が参画し作成している。保育が適切に行われるよう、定期的な見直しを行い改善する仕組みが確立されている。

乳児保育においては、一人ひとりが安心して人やものにかかわれるように、職員の配置や部屋の環境等十分に配慮され、穏やかで温かい雰囲気の中で保育が行われている。

1、2歳児の保育においては、一人ひとりの育ちに応じて、生活の様々な場面で、子どもが自分ですりとする気持ちを尊重するように配慮され、探索活動も十分に行えるような環境の整備と見守りが行われている。

3歳以上児の保育においては、縦割りの異年齢の集団での生活体験を取り入れ、年齢の枠を超えたかかわりの中での育ち合いを支援している。同時に、横割りの同年齢ならではの活動時間もつくり、集団の中で自分が表現できる場を設け、一人ひとりの個性が活かされる環境づくりがされている。

子どもの育ちや取り組まれている活動は、定期的な連絡会、交流会の場、文書などで保護者や地域、就学先の小学校へ伝えられている。

1-(2) 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人物・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会と関われるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

子どもの育ちや安全を第一に考えられた園舎は、木の温かみを活かし、全体的に落ち着いた色合いで統一されている。質の良い絵画や自然物が品よく飾られ、子どもが心地よく過ごせる生活環境が整備されている。

職員は、子どもの自発性を重んじ、子どもの思いや表現を丁寧に受け止め、一人ひとりの生活のリズムや習慣を尊重して対応している。

本園では、モンテッソーリ教育を掲げ、子どもたちが身の回りの環境に自由にかかわり、園でのいろいろな体験を通して、一人ひとりが自発的に行動する力や習慣、態度が身につくような配慮がされている。また、友だちとの協同体験ができる場や玩具や遊具も整えられ、適切な支援も行われている。

園庭には、季節の草花や落葉樹、子どもが上り下りできる土手、打ち抜きの水を利用した小川等、身近にかかわることのできる自然をふんだんに取り入れ、季節を肌で感じ、子どもが積極的に自然にかかわる環境が整備されている。また、動物ふれあい教室のほかにも、園内でうさぎ等の小動物を飼育し、園生活の中で、命に触れる機会をつくっている。

地域との交流や公共機関を使つての園外活動も多く取り入れ、子どもたちが社会体験をしたり、様々な出会いがもてるような取組みが行われている。

1-(3) 職員の資質向上

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	㉠・b・c

所見欄

職員一人ひとりが、定期的に自身の保育実践を振り返り自己評価に取り組み、保育の改善を図っている。

また、互いの意見交換の場を設け、職員全体で保育の見直しを行うとともに、子どもの育ちを捉えたエピソード記録の活用や園内研修での学び合いで、職員の資質向上に努めている。

A-2 子どもの生活と発達

2-(1) 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	㉠・b・c
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c

所見欄

家庭訪問や保護者との日常の情報交換等を通して、一人ひとりの家庭状況を把握している。

配慮の必要な子どもに関しての情報は全職員が共有し、子どもの情緒の安定を第一に考えた対応や支援が行われている。

園内は床の段差をなくし、エレベーターやスロープを完備して、障害のある子どもの受け入れに備えている。発達に障害のある子どもの受け入れに際しても、保護者と密に連携し、専門機関からの助言を受け、各関係機関やウイングサポートセンター(子ども支援施設)との積極的な連携を図っている。

長時間にわたる保育では、年齢により午前睡をしたり、午睡時間を子どもの生活リズムに合わせるなど、家庭的な雰囲気の中で、子どもが安心して過ごせるように配慮されている。専用の記録簿と口頭で、職員間の引き継ぎや保護者への連絡を確実に行うように努めている。

2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	㉠・b・c
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	㉠・b・c
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	㉠・b・c
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	㉠・b・c

所見欄

子ども一人ひとりの健康管理は、登園時に保護者から家庭での状態を聞いたり、園での子どもの様子を観察しながら適切に行われている。降園時の伝達や連絡ノートで、その日の体調や怪我等を保護者へ知らせるとともに、年2回の健診、歯科検診の結果も個別の健康ファイルで確実に伝え、必要な治療へ結びつけられている。

本園は、子どもの生活の中で食事を楽しむということを特に大切にしている。子どもが意欲を持って食事をできるように、質が高く内容豊かな食を用意し、食事の時には、各テーブルに季節の草花を飾り、室内には音楽が静かに流され、食事を楽しむ環境が整えられている。食事の用意や後片付けも、子どもが積極的に参加できるような工夫や配慮がされている。

また、食育の一環として、園庭や近所の畑で野菜を栽培、収穫し楽しく調理して食べる体験を取り入れたり、食育ボードや野菜の観賞棚を使用し食への関心を高め、食について考える機会を設けている。

毎日の給食では、子どもの食べる様子や嗜好、残食等を見て、献立や調理の工夫に反映し、子どもの発育状況や体調を考慮して、給食内容を臨機応変に対応できる体制をとる等、子どもが食を楽しむための様々な取組みが見られる。

2-(3) 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	㉠・b・c
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	㉠・b・c

所見欄

アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもに対しては、小児医師会作成の意見書や主治医の指示書をもとに、保護者と連携し適切な対応がされている。食事の提供についても、マニュアルに基づき、細やかに行われ誤食が起きないように配慮されている。

衛生管理マニュアルに沿って、調理室や水周りは清潔に保たれ、食中毒等の発生時の対応手順等も職員に周知されている。

A-3 保護者に対する支援

3-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	㉠・b・c
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	㉠・b・c
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児について、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	㉠・b・c
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c

所見欄

食に関するアンケートや給食試食会の実施、食育だよりやレシピの配布等、子どもの食生活の充実のための取組みが行われている。

日常の保護者との情報交換は、送迎時や連絡帳を主に、ホワイトボードや写真報告をするほか、相談窓口や個別にかかわる機会を設けて、丁寧で迅速な支援が行われている。

懇談会を行うほか、定期的な保育参加の機会をつくって、保護者にも子どもの遊びに加わってもらい、参加した保護者同士や職員とのかかわりを通して、子どもの育ちや園の保育について共通理解を得るように努めている。

虐待や虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携し、園生活を通して早期発見に努めている。